

山鹿灯籠が国の伝統的工芸品として指定を受けました。

平成25年12月26日(木)付けで、「山鹿灯籠」が、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に定める伝統的工芸品として、経済産業大臣から指定されました。

指定は全国で218品目、熊本県では、小代焼、天草陶磁器、肥後象がんに続き、4品目の指定となります。

1. 指定の要件

伝産法に基づき、5つの要件(①日用品であること、②手工業的であること、③伝統的な(100年以上)技術・技法であること、④伝統的に使用された原材料であること、⑤一定の地域で産地形成がなされていること)を満たすことが必要。

2. 山鹿灯籠の概要

山鹿灯籠は、熊本県山鹿市で作られる立体構造を持つ工芸作品であり、灯籠を制作する灯籠師が、和紙を折り、糊付けして、内部を空洞にした柱などの部材を組み上げて作成します。木や金具を用いずに和紙と糊だけで組み上げることから、「骨なし灯籠」とも呼ばれます。

その歴史は、室町時代末からと伝えられており、現在は、従来の奉納品をはじめ、置物、記念品、土産物、インテリア等に利用されております。



〈金灯籠〉



〈宮造り〉

3. 申請団体

山鹿灯籠振興会 会長 徳永正弘

灯籠製作10年以上の灯籠師7人や後継者、部品製造者ら32人